

白山市空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における空き家等の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、白山市空き家バンク制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 本市に存する空き家（居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない建物をいう。）及び空き家となる予定の建物、空き家が立地する宅地並びに建物の跡地をいう。
- (2) 空き家バンク 本市に存する空き家等に関する情報を登録し、利用希望者に対して本市が情報を提供するものをいう。
- (3) 所有者等 空き家等について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク制度以外の制度による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等に関する情報の登録)

第4条 空き家等に関する情報の登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録（変更）申込書（様式第1号）に空き家等の状況が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により当該登録の申込みをした者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、第6条第3号に規定する登録の期限が到来する前に、登録の更新をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第1項から第3項までの規定中「登録」とあるのは、「登録の更新」と読み替えるものとする。
- 6 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で登録をすることが適当と認められるものについて、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書（様式第4号）により当該空き家登録

者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク登録廃止届（様式第3号）による空き家等に関する情報の登録の廃止の届出があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家台帳に登録された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日（同日までに空き家台帳の登録を更新されたときにあつては、同日の翌日の属する年度の翌年度の末日）を経過したとき。

（空き家バンクの利用の要件）

第7条 空き家バンクを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 継続的な生活の拠点とすることを目的として空き家等の賃借又は購入を希望し、かつ、公序良俗に反するおそれのない者
- (2) 生活の拠点とする場合にあつては、定住する地域のコミュニティ活動に参加できる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

（空き家バンクの利用の登録）

第8条 空き家バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第5号）により市長に利用の登録を申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容を審査し、前条に規定する要件を満たしていると認めたときは、当該利用希望者に関する情報を空き家バンク利用登録者台帳（以下「利用登録者台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家バンク利用登録完了通知書（様式第6号）により当該登録の申込みをした者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、第10条第5号に規定する登録の期限が到来する前に、登録の更新をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第1項から第3項までの規定中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（空き家バンク利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があつたときは、空き家バンク利用登録変更届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（利用登録者台帳の登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第9号）により当該利

用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用登録廃止届（様式第8号）による利用の登録の廃止の届出があったとき。
 - (2) 第7条に規定する要件を欠くこととなったとき。
 - (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (5) 利用登録者台帳に登録された日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日（同日までに利用登録者台帳の登録を更新されたときにあつては、同日の翌日の属する年度の翌年度の末日）を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消することが適当と認めたとき。
- （その他）

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。